

● みやぎ生協主催

「活かそう！消費者力・連続講座第1回『地域の見守り体制で悪質商法を防ごう』開催報告

6月11日（金）みやぎ生協文化会館ウイズにて、高齢者の消費者トラブルと、地域の見守りの大切さをテーマに、学習会を開催しメンバー55人が参加しました。

平成21年度、宮城県消費生活センターに寄せられた相談のうち、60歳代以上の方が契約の当事者となった相談事例は2割を超えており、訪問販売や電話勧誘販売で嘘の説明や契約を急がせるケースが多く見られます。講師の和田英子さんは、全国消費生活相談員協会に所属され、NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」で年間500件以上の相談に応えています。和田

さんはその経験による具体的な事例をお話しながら、「行政だけでなく近所の皆さんの見守りが大きな被害を防ぐことができること」「おかしいと思ったら民生委員さんや地域包括支援センターに知らせること」「あきらめずに消費生活センターに相談すること」などのアドバイスをしてくださいました。

参加したメンバーからは「事例を聞いて他人事ではないと思った。」「DVDの解説もとてもわかりやすかった。」などの感想が寄せられました。

資料の提供や、東京都消費生活総合センター作成DVD「気にかけて声かけてトラブル撃



講師の和田英子さん



退！悪質商法捕物帳」を取り寄せていただくなど、宮城県消費生活センターに協力を頂きました。

● 全国消団連主催

「市町村の消費者行政充実を考える交流会」参加報告

6月19日（土）東京四ツ谷・弘済会館で開かれた「市町村の消費者行政充実を考える交流会」に、みやぎ生協から荒木優子理事、西野さかえ理事、西村純子理事、向井優子消費者行政担当が参加しました。

消費者庁で行った「2009年度消費者行政調査」結果、三重県における消費生活行政など4団体の報告の後、グループにわかれて交流しました。

交流会では、「消費者が消費者力を付けて行政に意見をすることで首長の意識改革につながる」「自立した消費者をどう育てるかが鍵」などの意見が出され、消費者行政の充実が地域の消費者の声がポイントであり、消費者団体の力を活かしていく必要性が改めて確認されました。

《情報》

平成22年6月18日から、改正貸金業法が完全施行されました。

この度の改正により、新しく総量規制が実施され、貸金業者からの借入残高が、年収の3分の1を超える場合、新規の借入れをすることができなくなります。

このような状況につけこんで、簡単にお金が入ることを標榜した消費者トラブルが発生することが予想されます。

なお、このような消費者トラブルに遭われた場合には、速やかにお近くの消費生活センター等に、ご相談ください。

※詳しくは  金融庁ホームページ「貸金業法が大きく変わります！」

<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>



